

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	計画の概要	2
第3節	防災の基本理念及び施策の概要	4
第4節	市及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第5節	防災面からみた駒ヶ根市の概要	12

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害、地震等に対処するため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平成7年の梅雨前線豪雨災害、阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成18年7月豪雨災害、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ、駒ヶ根市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がそれぞれの役割を認識しつつ、その全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域における土地の保全とかけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の概要

第1 計画の内容

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、大規模な風水害及び地震災害等に対処するため次の事項について定める。

1 市及び防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関などの責務と、災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧の実施について基本的な計画を定める。

第2 他の計画との調整

この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項は県計画に準ずる。

第3 計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、国、県の防災方針、本市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正する。

第4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を円滑に実施するための細部計画については、各部課、各防災関係機関等において、あらかじめ定めその具体的推進に努める。

第5 駒ヶ根市強靱化計画との関係

防災計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づいて策定した駒ヶ根市強靱化計画（大規模災害等に対する市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から市における様々な分野の指針となる計画）と整合性・関連性を有するものとする。

第3節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、長野県南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に木曾山脈、東に伊那山脈に囲まれ、市のほぼ中央を北から南に天竜川が流れ、東西にそれぞれ平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地と続く地形を成している。

また、市域には伊那谷断層帯・前縁断層の田切断層群及び伊那谷断層帯・境界断層の木曾山脈山麓断層群が南北に走り、急峻な地形と脆弱な地質を有するという自然条件と近年の都市化の進展に伴う市街地の密集化、高齢者等災害時の要配慮者の増加等社会構造の変化に対応した防災体制の整備に努める必要がある。

第1 防災対策を実施するにあたって

防災対策を実施するにあたっては、次の事項を基本とし、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- 1 周到かつ十分な災害予防
- 2 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

第2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に

市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。

- 1 防災施設・設備の整備の促進
- 2 防災体制の充実
- 3 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化
- 4 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

- 5 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 6 防災関係機関、市民等の間、市民等と行政の間での防災情報の共有

第3 市民は、「自らの命は自らで守る」

市民は、「自らの命は自らで守る」という自助の重要性を認識し、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭ににおいた減災・防災対策を平常時から構築する。

第4 人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第5 防災施策の大綱

本市の気象災害の大半は、豪雨による災害である。治水対策及び山地防災対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治山治水事業を推進する。

また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は、破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすため、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。更に、平成25、26年度の2か年で実施された長野県地震対策基礎調査においては、内陸型の地震及び海溝型地震を含め被害想定をしているが、いずれも甚大な被害が予想されている。

また、過去の地震発生記録は明らかでないが、市域は伊那谷断層帯と呼ばれる活断層分布域にあることから、各種施設の耐震化を推進するとともに、地震に対する防災対策の充実を図る。

都市化の進展により建物の高層化及び多様化が進んでおり、また本市は、観光地を抱え、そこに多数のホテル、旅館等がある。これらの施設に火災が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。

当市の林野面積は、市域の75パーセントを占めており、林野火災の発生も懸念される。平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めると共に消防組織の充実、消防施設の整備等消防力の強化を推進する。

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その

所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

このため、総合防災訓練及び地震総合防災訓練等を実施し、防災活動における実践的能力の養成を図る。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第4節 市及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等、及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自らの防災業務を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 市民

市民は、本市が実施する防災活動等に積極的に寄与するように努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 市防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び整備に関すること。
- (3) 水防その他応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。

- (5) 情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (6) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (7) 避難指示に関すること。
- (8) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (9) 災害時における清掃、感染症予防その他保健衛生に関すること。
- (10) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (11) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び公報に関すること。
- (12) 公共団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (13) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄・調達に関すること。
- (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (15) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 消防（上伊那広域消防本部、駒ヶ根市消防団）

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 救急、救護、その他応急措置に関すること。
- (3) 災害の防除、警戒及び鎮圧に関すること。
- (4) 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。

3 伊南行政組合

- (1) 昭和伊南総合病院
 - ア 医療及び助産に関すること。
 - イ 2次、3次医療の受入れに関すること。
 - ウ 感染症予防、その他の保健衛生活動の協力に関すること。
- (2) 衛生センター、伊南聖苑（火葬場）
 - 防災管理上必要な措置及び整備点検の実施に関すること。

4 長野県

- (1) 県防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び整備に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (5) 情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (8) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (10) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。

- (11) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (12) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び公報に関すること。

【上伊那地域振興局】

災害時における上伊那地方部の設置及び運営に関すること。

【伊那保健福祉事務所】

災害時における医療、助産及び感染症予防その他の保健衛生に関すること。

【伊那建設事務所】

県の所管する河川、道路、橋梁等の保全並びに応急復旧に関すること。

5 駒ヶ根警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難指示の伝達に関すること。
- (3) 被災者の救出に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取り締まりに関すること。
- (7) 危険物の取締りに関すること。
- (8) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

6 指定地方行政機関

- (1) 農林水産省関東農政局長野県拠点
災害時における主要食糧の供給に関すること。
- (2) 林野庁中部森林管理局（南信森林管理署）
 - ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
- (3) 国土交通省中部地方整備局（天竜川上流河川事務所）
 - ア 国の管理する河川に係る災害の予防、応急対策、復旧工事に関すること。
 - イ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達に関すること。
- (4) 信越総合通信局
 - ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
 - イ 非常通信に関すること
 - ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
 - エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。
- (5) 東京管区气象台（長野地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- エ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- オ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

7 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

災害時における人命救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療、給食、給水、入浴支援及び通信支援等に関すること。

8 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
 - ア 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱い等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (2) 東海旅客鉄道株式会社（伊那市駅）

鉄道施設の防災及び災害救助物資、避難者の輸送に関すること。
- (3) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

公衆電気通信設備の保全及び重要通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (4) 日本赤十字社長野県支部（駒ヶ根市地区）

医療、助産等救助、救護に関すること。
- (5) 中部電力パワーグリッド株式会社（伊那営業所）

電気施設の保全、保安及び電力の供給に関すること。
- (6) 中日本高速道路株式会社（飯田保全・サービスセンター）

中央自動車道の防災に関すること。
- (7) 日本通運株式会社（伊那支店）

災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (8) 日本放送協会（長野放送局）

地震情報等広報に関すること。

9 指定地方公共機関

- (1) 伊那バス株式会社

災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (2) 土地改良区

ため池、水こう門の防災に関すること。
- (3) 公益社団法人長野県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (4) 一般社団法人上伊那医師会、一般社団法人上伊那歯科医師会

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

- (5) 一般社団法人上伊那薬剤師会
救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
- (6) 一般社団法人長野県LPガス協会(上伊那支部)
液化石油ガスの安全に関する事。
- (7) 一般社団法人長野県建設業協会(伊那支部)
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
- (8) 放送会社(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株))
気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 株式会社エコーシティー・駒ヶ岳
災害情報等が発せられた場合、情報の伝達のための有線放送通信の確保に関する事。
- (2) 駒ヶ根市社会福祉協議会
ア 被災者の救護等に関する事。
イ ボランティアに関する事。
- (3) 上伊那農業協同組合、上伊那森林組合、駒ヶ根商工会議所等の経済団体
ア 市災害対策本部が行う産業経済関係の被害調査及び応急活動への協力に関する事。
イ 農林産物の災害応急対策の指導に関する事。
ウ 被災商工業者、農林漁業者に対する融資の斡旋及び資機材の確保、斡旋に関する事。
- (4) 各区の自主防災会等の地域住民組織、社会事業団体、文化・教育団体
救助、救護、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
- (5) 病院等医療施設の管理者
ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。
ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護に関する事。
エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (6) 社会福祉施設の管理者
ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
- (7) 金融機関
被災事業者等に対する資金融資に関する事。
- (8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
ア 安全管理の徹底に関する事。
イ 防護施設の整備に関する事。
- (9) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
防災管理上必要な措置と防災活動の協力に関する事。

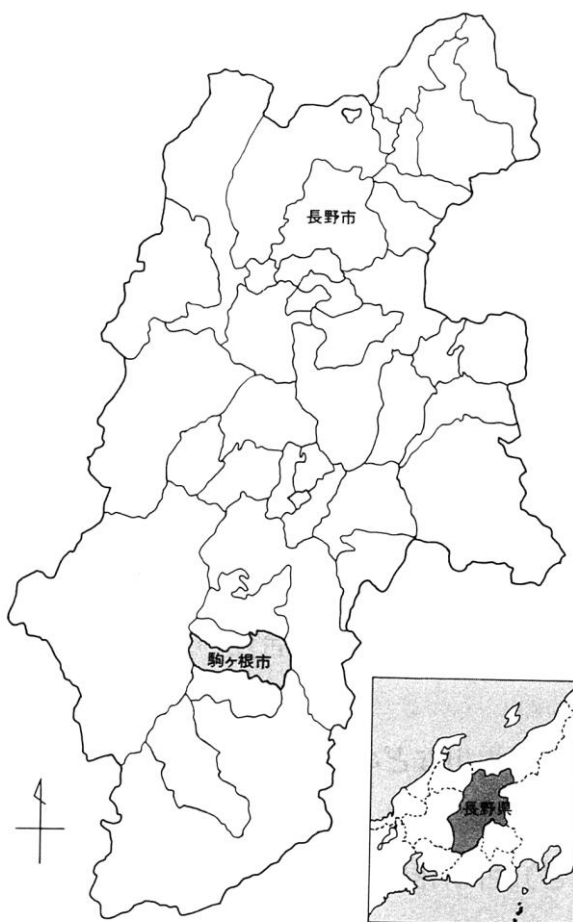
第5節 防災面からみた駒ヶ根市の概要

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、市のもつ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

第1 自然的条件

1 位置

本市は、長野県南部、伊那谷のほぼ中央、北緯 $35^{\circ} 44'$ 、東経 $137^{\circ} 56'$ （市庁）に位置し、北側は宮田村、南側は飯島町に隣接している。また、東側は伊那山脈を境に伊那市及び大鹿村に、折草峠を境にして中川村に隣接し、西側は中央アルプスを境に木曽郡大桑村に隣接している。



2 地勢

本市は、東西 25 km、南北 8.1 km、周囲 75.8 km、総面積 165.86km²であり、市域のほぼ中央を北から南に流れる天竜川を軸に、東西にそれぞれ平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地と続く地形をなしている。

竜西地域は、主峰駒ヶ岳をはじめ宝剣岳・空木岳・南駒ヶ岳などの 3,000m級の連山が並ぶ中央アルプスの西端から標高 950mまでは急峻な山岳地帯をなしている。そこから標高 560mまでは比較的なだらかな平野部を形成しており、その形状は、太田切川・中田切川の扇状地及び段丘からなる洪積台地と、太田切川がこの洪積台地を浸食した 560～640m間の沖積扇状地、さらに、560～580m間の天竜川の氾濫原とによって形成されている。

竜東地域は、標高 560～570m間が天竜川の氾濫原で、その段丘上は約 750m付近を境に新宮川及び塩田川などの洪積台地が展開し、しかも北端と南端に山岳部が突出しているため、平坦部は極めて限定されている。さらに東端の高鳥谷山・戸倉山・陣馬形山などの標高 1,500m前後の山岳地帯は、急峻かつ広大に形成され、谷あいがある中に複雑に入り込んでいる。

3 地形、地質

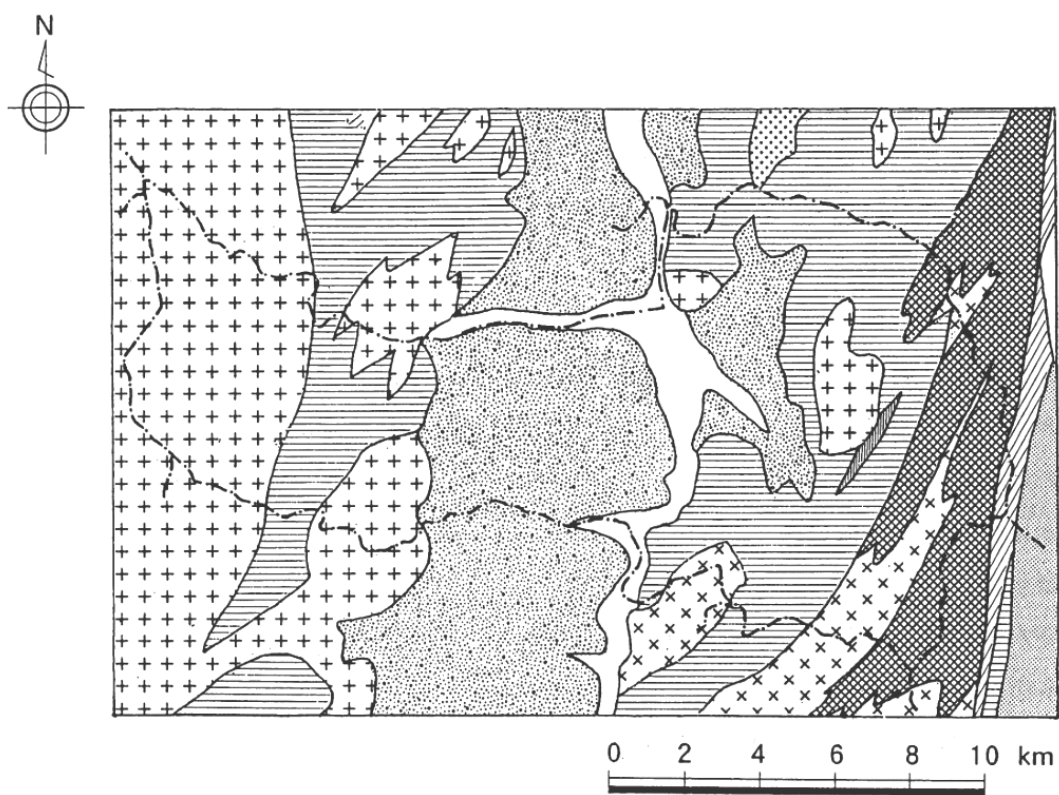
(1) 竜西地域の地形・地質

主峰駒ヶ岳をはじめ宝剣岳、空木岳、南駒ヶ岳等の 3,000m級の山々の連なる中央アルプスを西端として標高約 950mまでは急峻な山岳地帯となっている。この地域には、新期花崗岩類（角閃石黒雲母花崗閃緑岩など）、領家変成岩類（黒雲母片麻岩、ホルンフェルス）が分布する。ここから標高 580m付近までは、比較的なだらかな平坦面が広がり、更新世の砂礫層、ローム層が分布し、中田切川や太田切川などにより開析され、台地状となっている。このほか、太田切川・中田切川沿いには台地を浸食して主に砂・礫よりなる沖積扇状地が、天竜川沿いには泥・砂・礫よりなる氾濫原が形成されている。

(2) 竜東地域の地形・地質

標高 560～570m間は天竜川の氾濫原となっている。これより標高 700m付近までは竜西と同様に更新世の砂礫層・ローム層の分布する台地が広がり、山麓部には崖錐性の堆積物が広く分布する。

なお、山地域に新宮川や百々目木川などの谷が深く入り込み、上流部にも比較的広い谷底低地が見られる。市の東端をなす標高 1,500m前後の伊那山地には新期花崗岩類（石英閃緑岩、黒雲母アダメロ岩など）、古期花崗岩類（片麻状花崗閃緑岩など）、領家変成岩類が分布する。



凡 例	
	礫・砂・泥
	礫・砂・泥 (崖錐)
	礫・砂 (段丘・扇状地)
	石灰岩
	縞状片麻岩・片状ホルンフェルスなど
	新期花崗岩類
	古期花崗岩類
	片麻岩状石英閃緑岩など
	鹿塩ミロナイト
	三波川結晶片岩類

4 気象（降水量、風）

内陸性気候であるため気温の年較差は大きい。市内でも、山麓域と天竜川沿いでは標高差による気温の差が見られ、竜西地域は荒れ模様の天気となる日が多いが、竜東地域は比較的好天の日が多い。

湿度は夏高く、冬低い。

(1) 降水量

本市は、天竜川上流地域の中でも降水量の多い地域である。特に山岳部の雨量は多く、冬期の竜西地域山麓部は中央アルプスの影響を受けて降雪量も多く寒さも厳しい。

降水量の多い時期は、6～7月の梅雨期と9～10月の台風期である。

本市付近の梅雨の期間は、およそ40日間であり、梅雨期の雨は、前線上を低気圧が周期的に通過することが多いため、2～3日の周期で強く降ることが多い。梅雨前線に、南からの暖かな気流が吹き込むと局地的に大雨をもたらすことがあり、このような現象は、梅雨末期に多く、局地的に大災害を及ぼすことがある。昭和36年6月23日～7月1日の10日間に降った雨量は、その年の全雨量の約1/3に達し、大災害の原因となった（36災害）。

秋に記録される大雨は、台風又は台風くずれの温帯低気圧の影響によるものが多い。台風が、本州の南岸沿いに停滞している秋雨前線を刺激すると、58災害のような被害が局地的に発生する。

(2) 風

本市付近は、東西に3,000m級の山岳が連なり、自然の障壁となっているために、台風や暴風の心配は比較的少ないが、天竜川に沿って南北に吹くことが多く、南風が卓越している。また、風のない穏やかな日は少ない。台地上の風の日変化では、強い風は昼間の午後3時前後に吹く傾向があり、夜半から朝方にかけては風が治まる。

冬期は中央アルプスから吹き下ろす「西駒おろし」の風が多い。

3月下旬から4月にかけては、土埃を伴った強い南風がよく吹く。この南風は、日本海を北又は北東に進む低気圧の接近や、寒冷前線の通過に伴うものが多い。この時期は空気が非常に乾燥し、乾燥注意報や火災警報などが多く出され、火災が最も多い時期である。

5 自然的条件による災害要因

(1) 異常気象（風水害）

中央アルプス、伊那山地の水源地帯は荒廃していて、土砂の生産量が多い。また、天竜川に流入する支川の太田切川、中田切川、新宮川などは縦断勾配がきつく、大雨のときは急激に天竜川に流下する。このため、梅雨前線・台風等により豪雨がもたらされたときには、昭和36年6月洪水のように、支川からの大量の土砂流出と天竜川の水位上昇等により大災害を引き起こすことがある。

(2) 地震

過去に伊那谷で発生した地震の記録は明らかではないが（被害の生じた海洋性地震、内陸地震はある）、伊那谷断層帯と呼ばれる活断層分布域にあり、将来直下型地震が起こる可能性も指摘されている。

東海地震が発生した場合には、震度は場所によって6弱以上となることが想定されることから、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号。以下「大震法」という。）の地震防災対策強化地域の指定を受けている。

また、南海トラフ地震が発生した場合も震度は6弱以上となることが想定され、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けている。

さらに、国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が平成30年1月に発表した「長期評価による地震発生確率値」によると本市及び近隣に影響がある地震は次のとおりである。

なお、過去において同委員会が発表した「全国を概観した地震動予測地図」報告書では、30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率を予測しており、全国どこに住んでいても、地震が起きることを指摘している。

地震名又は断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率(30年以内)
糸魚川－静岡構造線断層帯	8.0程度	14～30%
伊那谷断層帯(主部)	8.0程度	ほぼ0%
阿寺断層帯	7.8程度	ほぼ0%
木曾山脈西縁断層帯(主部南部)	7.5程度	ほぼ0～4%
境峠・神谷断層帯(主部)	7.6程度	0.02～13%
(参考※1)東海地震	8.0程度	88%
南海トラフ巨大地震	8.0～9.0クラス	80%程度

※1 東海地震の発生確率は2013年以降、地震調査委員では発表していない。

6 社会的条件にみる災害要因

(1) 危険物等の増加

経済活動の進展に伴い、危険物施設、高圧電線等も増加しており、被害拡大の要因となる可能性がある。

(2) 人口・建物の密集化、オープンスペースの不足

市街地中心部では、木造建物を中心に密集しており、道路も狭あいであるため、地震災害時には、建物の倒壊と火災の発生が被害を拡大させる可能性がある。

(3) 建物の高層化

鉄骨、鉄筋コンクリート造の建物が年々増加し、高層建物も増えつつある。このような高層建物では、地震や火災等による被害拡大の可能性がある。

(4) 社会基盤整備に伴う土地安定性の変化

土地造成等による盛土地盤、道路整備等のための切土法面、河川に隣接した住宅等の建設などにより、地震時には地すべり・斜面崩落による災害や、豪雨時には土砂災害を受ける可能性がある。

(5) 建造物の老朽化

建築年代が古くなり所定の安定性が低下した建造物は、地震・洪水等で破壊される危険性がある。

(6) 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を講じる必要がある。

特に次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

ア 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として土地区画整理事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずる。

イ 高齢者（特に一人暮らしの高齢者）、障がい者、外国籍市民等いわゆる要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開にあたっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。

ウ ライフライン、情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

エ 市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

特に、災害時における自主防災組織の重要性を踏まえ、自主防災リーダーの確保・育成や安否確認マニュアル、避難所運営マニュアル作成等については、重点課題として取り組む。